

山元町歴史民俗資料館料金

使用施設	区分	1 時間当たりの使用料
		9 : 00～16 : 30
資料館創作室	町民以外の者が使用する場合及び目的外の使用の場合	
	入場料を徴収する場合	100 円
		200 円
	興行を目的とする場合	300 円

備考

- 1 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場することに関して、対価を必要とする場合その他これに類する取扱いがなされた場合をいう。
- 2 使用時間には、準備及び現状回復に要する時間も含む。
- 3 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は、使用料の減免は行わない。